

運行管理者の方向け

追突事故防止 ～適切な車間距離の維持～

講演資料はMission 1st運動のページからダウンロードできます。是非ご活用ください。

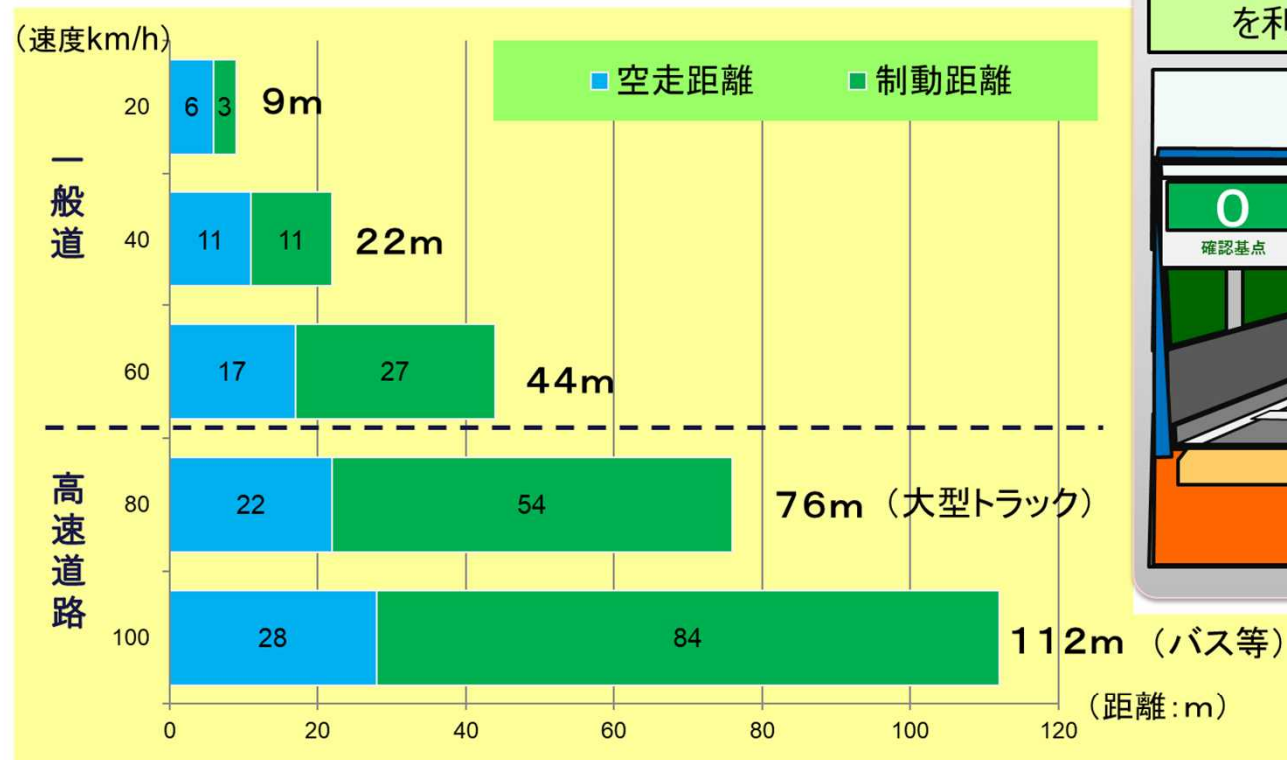
<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



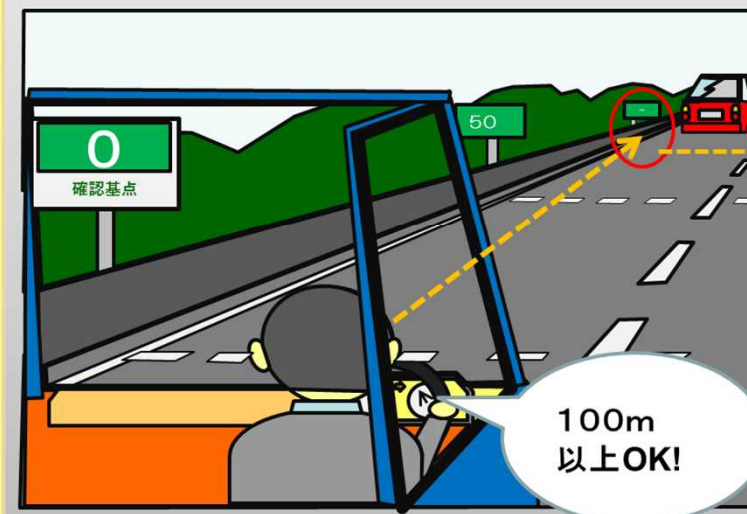
平成30年	4～	6月期講演資料（テーマ：点呼）
	7～	9月期講演資料（テーマ：適性診断）
平成31年 （令和元年）	10～12月	12月期講演資料（テーマ：健康管理）
	1～	3月期講演資料（テーマ：ハード面の安全対策）
令和2年	4～	6月期講演資料（テーマ：点呼）
	7～	9月期講演資料（テーマ：指導監督）
令和3年	10～12月	12月期講演資料（テーマ：ドラレコ活用）
	1～	3月期講演資料（テーマ：車両の点検整備）
令和4年	4～	6月期講演資料（テーマ：運転者に対する指導監督～予測・回避～）
	7～	9月期講演資料（テーマ：手続き・確認をお忘れなく）
令和5年	10～12月	12月期講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす）
	1～	3月期講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす（最近の右折事故事例））
	4～	6月期講演資料（テーマ：点呼）
	7～	9月期講演資料（テーマ：飲酒運転防止1）
	10～12月	12月期講演資料（テーマ：飲酒運転防止2）
	1～	3月期講演資料（テーマ：健康管理）
	4～	6月期講演資料（テーマ：適性診断・管理者講習）
	7～	9月期講演資料（テーマ：点呼）
	10～12月	12月期講演資料（テーマ：アルコール依存症への対応）
	1～	3月期講演資料（テーマ：事業用自動車の構造上の特性）
	4～	6月期講演資料（テーマ：健康管理 ～体調不良時の適切な運行管理～）
	7～	9月期講演資料（テーマ：緊急時における適切な対応）



スピード(速度) と 停止距離 の 目安



※ 高速道路では、**車間距離確認区間**を利用して車間距離を把握・確保する



「空走距離」+「制動距離」=「停止距離」 ≤ 「車間距離」

注：空走距離とは危険を発見してブレーキを踏むまでの距離
制動距離とはブレーキを踏んでから実際に車が停止する距離

出典：全国交通安全協会の「運転の教本」から

- ✓ 車は、急には止まりません。停止するまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離（空走距離）と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離（制動距離）とを合わせた距離（停止距離）を必要とします。この停止距離を考えて、危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度で運転しましょう。

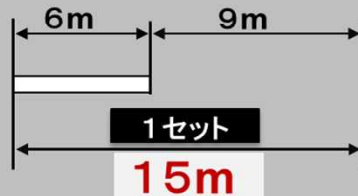
1. 車線区分のライン（白線）で車間距離を測る場合

主要国道（車線区分ライン）

名古屋市郊外の国道（60km/h制限）

3セットで45m

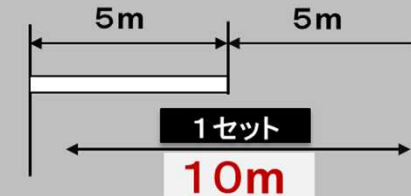
路 肩



中央分離帯

名古屋の市街地の国道

路 肩



中央分離帯

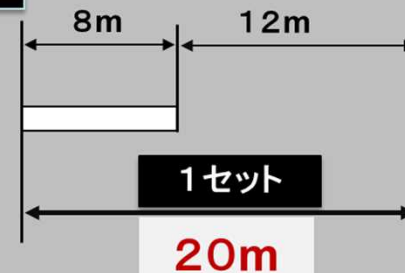
高速道路（車線区分ライン）

高 速 道 路

4セットで 80m

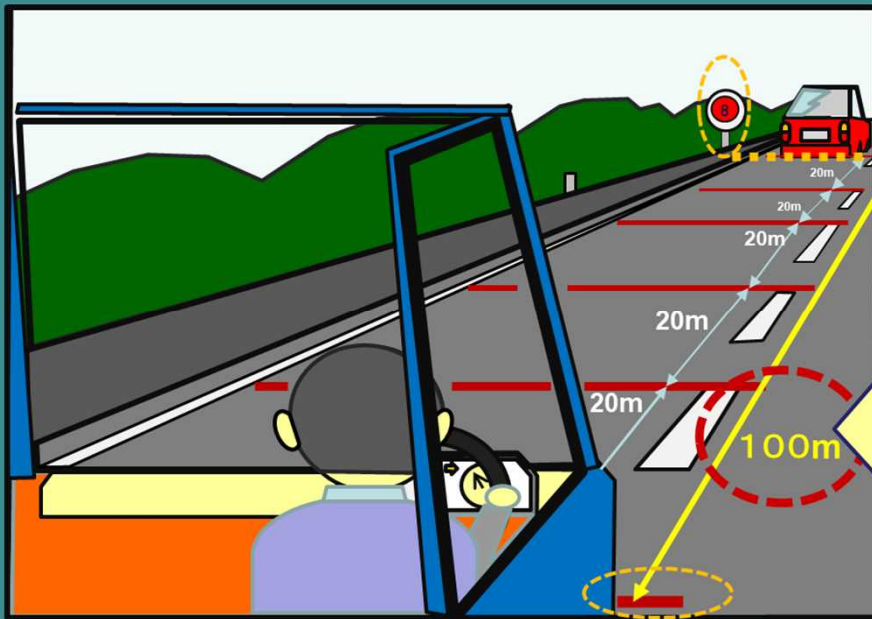
5セットで100m

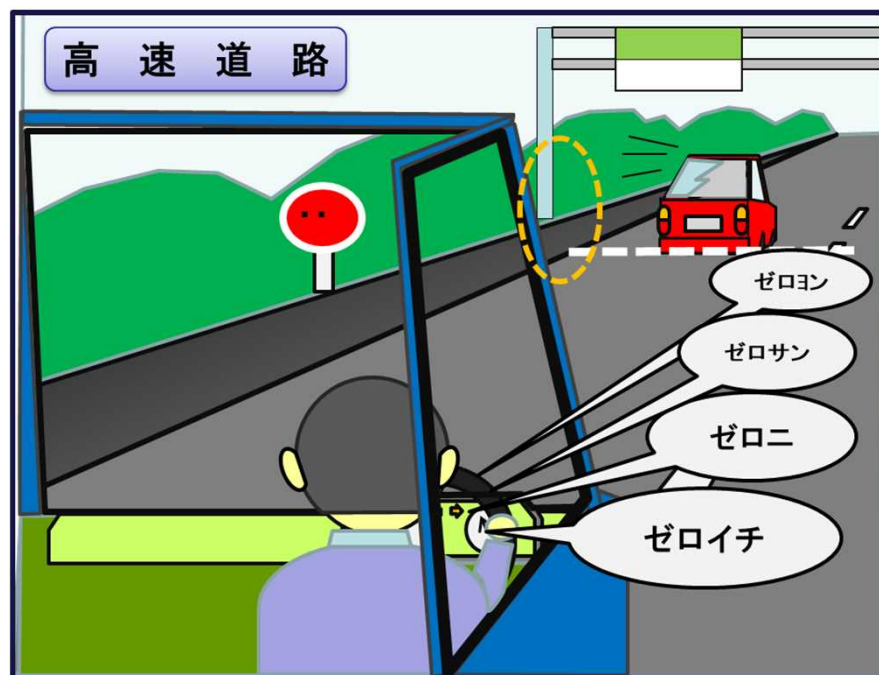
路 肩



中央分離帯

出典：NEXCO中日本、名古屋国道事務所 から





一般道では 3秒以上
高速道路では4秒以上

を目安に

時間/距離 速度(km/h)	車間距離			
	1秒	2秒	3秒	4秒
20	6m	12m	18m	
30	8m	16m	24m	
40	11m	22m	33m	
50	14m	28m	42m	
60	17m	34m	51m	
70	19m	38m	57m	76m
80	22m	44m	66m	88m
90	25m	50m	75m	100m
100	28m	56m	84m	112m

一般道

高速道路

目印から

ゼロイチ

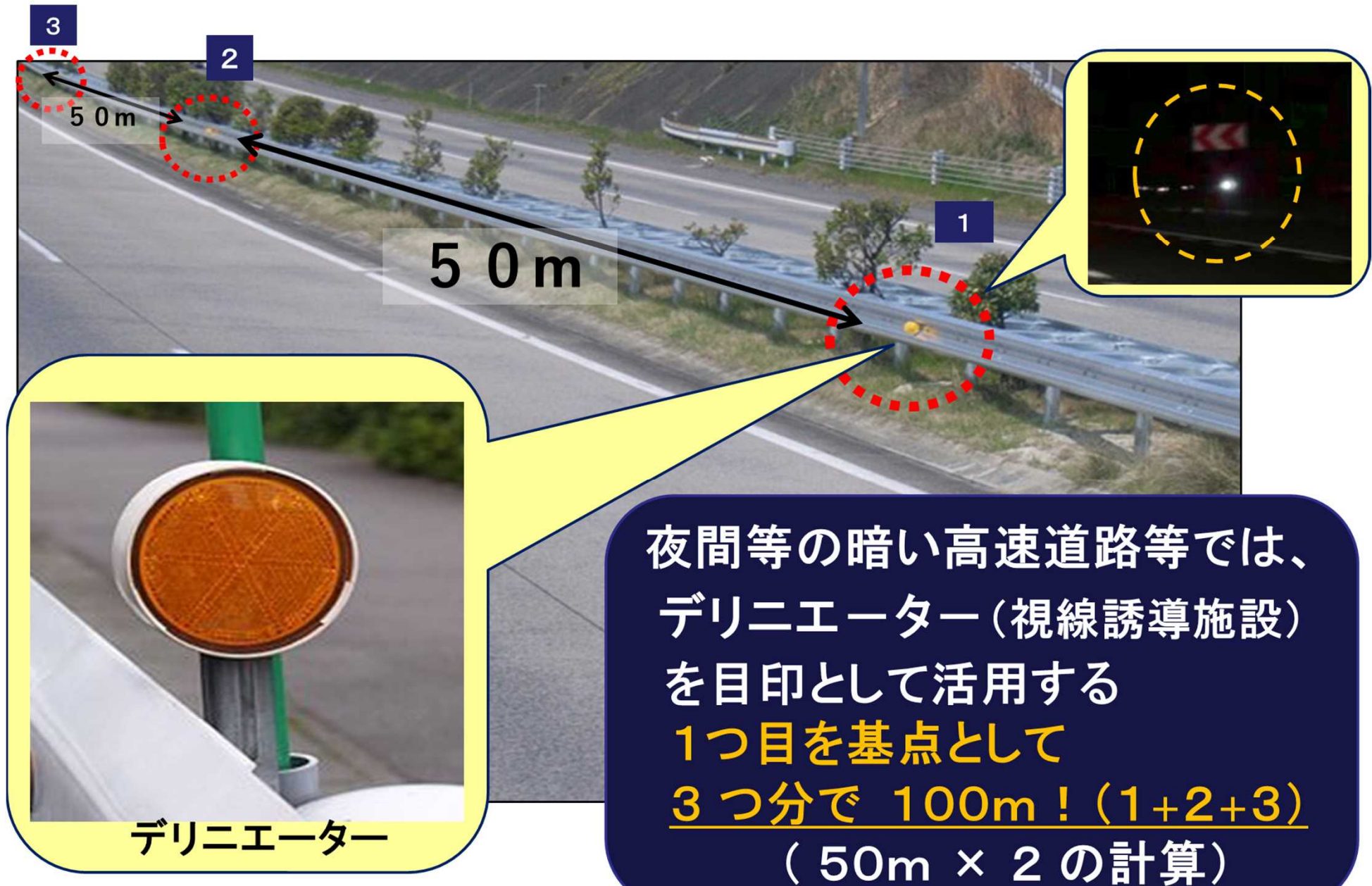
ゼロニ

ゼロサン

ゼロヨン

照明灯、道路標識等

注：上表中の赤枠の数値は、当該速度における車間距離の目安としては不足する可能性のあるものを示しています



出典：NEXCO中日本 から

疲れや天候の悪化など運転時の状況によっては、車間距離を長くするようにしましょう

- ✓ 運転者が疲れているときは、危険を認知して判断するまでに時間がかかるので、空走距離は長くなります。また雨にぬれた道路を走る場合や重い荷物を積んでいる場合などは制動距離が長くなります。
- ✓ 路面が雨にぬれ、タイヤがすり減っている場合の停止距離は、乾燥した路面でタイヤの状態が良い場合に比べて2倍程度に延びることがあります。
- ✓ 天候、路面やタイヤの状態、荷物の重さなどを考えに入れ、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な車間距離をとらなければなりません。特に、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

出典：国家公安委員会「交通の方法に関する教則」から

道路交通法 第三章 車両及び路面電車の交通方法

第四節 追越し等

（車間距離の保持）

第二十六条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

【特 徴】

- ・ このマニュアルは、トラック事業者の皆さまによる実際の取組みを促すことに焦点を当てて作成されています。
- ・ 経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの立場と役割に応じたマニュアル構成となっています。

経営トップ向け指針(抜粋)

経営トップが全ての
安全責任をもちましょう！



※解説

本マニュアルでは、“経営トップが安全に対して責任をもっている”姿勢として、以下を挙げています。

- ・ 自社の安全施策を最終判断して実行。
- ・ 自社で発生する全事故に対する責任を持つ。
- ・ 安全に関する会議には必ず出席。

現場管理者向けマニュアル(抜粋)

目標を決めましょう



※解説

本マニュアルでは、現場管理者が、理想的な水準(例：事故ゼロ、デジタコ全員満点、社内テスト全員満点)にこだわらず、「がんばれば達成できそうな目標」を設定することをオススメしています。

運転者向けマニュアル(抜粋)

追突事故を起こさない決意をもちましょう！



※解説

本マニュアルでは、プロドライバーの追突事故防止の決意の1つとして“トラックの事故で最も多い事故が、「追突」であることを知っている”ことを挙げています。

○「トラック追突事故防止マニュアル」 (平成24年3月公表)

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

【経営トップ向け】トラック追突事故防止の指針

◎目 的

安全への取り組みの重要性を再認識し、経営トップ自らが積極的に関与し、PDCAサイクルを回すことの重要性を伝えています。

【経営トップ向け】トラック追突事故防止の指針

＜追突事故の防止に向けて＞

経営トップが全ての安全責任をもちましょう！

【悪い例】



【良い例】



本当に「安全第一」ですか？(安全よりも優先しているものはありませんか？)

今すぐ取り組みを始めましょう！

【悪い例】



【良い例】



＜経営トップの役割＞ 事故が起こってから始めるのでは、失うものが多すぎます！

当たり前のことを繰り返しましょう！

【悪い例】



【良い例】



一度伝えて終わりではありません。何度も繰り返しましょう。

国 土 交 通 省

「経営トップが安全に対して責任をもつ」とは？

確認しましょう！

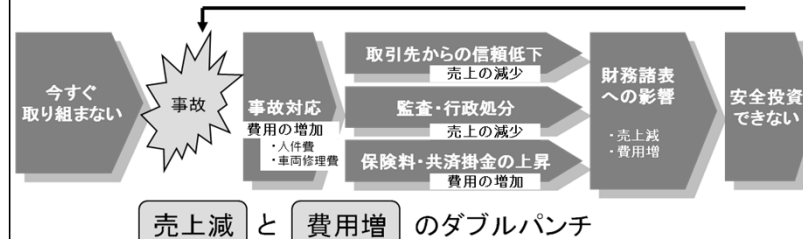
- ✓ 経営トップとして、自社の安全施策を最終判断して実行している
- ✓ 経営トップとして、自社で発生する全ての事故に対する責任をもっている
- ✓ 経営トップとして、安全に関する会議には必ず出席している

今すぐ取り組まずに事故が起こると...

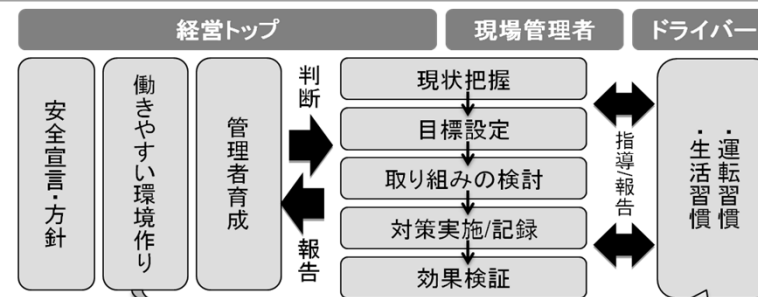
もっとちゃんとやっておけば...

事故は、経営問題に直結します！

悪循環。



当たり前のことを繰り返すための役割分担は？



※取り組みの詳細は、「現場管理者向け」トラック追突事故防止マニュアルをご参照
※ドライバー自身の取り組みは「トラックドライバーの追突事故防止のポイント」をご参照

発行：国土交通省自動車局安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 TEL03-5253-8111

【現場管理者向け】トラック追突防止マニュアル

◎目的

「できることから今すぐやろう!」をテーマとして、自社に合った取り組みを検討し、PDCAを回すためのワークシートを提供しています。

また、そのワークシートを作成するための参考情報を整理したマニュアルを提供し、取り組みを促しています。

【マニュアル】

【現場管理者向け】 トラック追突事故防止マニュアル

～できることから今すぐやろう!～



平成 24 年 3 月
国土交通省自動車局
自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会

これは、「できることから今すぐやろう!」シートを活用するための解説マニュアルです。実際に取り組むことが重要ですので、初めから読む必要も、全てを読む必要もありません。シートを作成する上でわからないところを確認するようにしてください。

【「できることから今すぐやろう!」シート】

トラック追突事故防止 「できることから今すぐやろう!」シート

このシートは、追突事故防止を中心に、その他の事故防止も含めて安全の取り組みを検討するための別添のマニュアルは、このシートを活用する上でわからないことがある場合にその部分だけ読んでください。

トラック事業者にとって追突事故は最重要課題
自社で起こってなくても、追突リスクはしっかり対策しよう!

記入例

前提

＜当社の社風＞
・例1 当社社員は、義理人情に厚く、仲間意識が強い
・例2 当社のドライバーは、現場のリーダーである班長に対する信頼が厚い
・例3 当社は、ドライバーの独立心が強く、ドライバー同士のコミュニケーションはそれほど活発ではない

質問① どのような取り組みをしてきたか? P.9

・朝礼での安全5カ条唱和
・運転台の整理・整頓とチェック
・年1回の安全運転講習会の実施

事故の発生状況は? P.9

・追突事故 1件
・交差点での接触事故 1件

良かった点・反省点は? P.9

【良かった点】
・唱和により、事故件数が減ったように感じる。
・整理整頓の徹底で、身だしなみまで良くなったように思う。

【反省点】
・安全運転講習会がマンネリ化している。

質問② 安全や危険の目標は? P.11

・ドライバーからのヒヤリハット件数
・一人平均5件以上
・燃費効率
・エコドライブの推進による前年比3%改善

どういったときに会社全体の安全意識が高まり/低下したか? P.10

・ドライバーからの改善提案が増えたとき
・ヒヤリハットの報告件数が多くなったとき
・燃費が悪くなったとき

まず、追突事故防止に向けた目標を設定しよう!

質問③ 今後、何をしたい? 今後、何をやる? P.12-13

＜例1＞
・ヒヤリハットの自主的報告を指導する。
・燃費を行動目標にし、効率化のために常に前方の信号を注意するよう指導する。
・携帯電話や書類等は、運転台の後部座席に置くよう指導する。

＜例2＞
・燃費改善率により、表彰する仕組みを作る。
・安全運転講習会の内容を工夫するとともに、開催回数を増やす。
・現場管理者とドライバーのミーティングを週に1回設け、事故防止のための場とする。

まず、3つだけ考えよう!

実際に実施できた? P.14

・エコドライブの実施状況(燃費)を行動目標に設定し、月ごとに実績を貼り出した。

結果は? P.14

・ドライバーからのヒヤリハット件数 一人平均6件
・燃費効率前年比2.5%改善

事故は減った? 安全になった? P.14

・事故件数 追突1件、その他1件。事故件数そのものは、すぐに変化しなかったが、ドライバー同士がどうしたら燃費を良くするか、話し合うようになった。この雰囲気を保ち続けたい。

【ドライバー向け】トラックドライバーの追突事故防止のポイント

イラストを多用して要点を絞った情報提供を行い、その後にセルフチェックや安全宣言を促す。



<セルフチェック>

プロドライバーとしての取り組みができていないか、セルフチェックしましょう。

(1) 追突事故防止への決意

- ☐ トラックの事故で最も多い事故類型が、「追突」であることを知っている
- ☐ 追突事故の多くが、過失割合が100:0(追突した側の責任)であることを知っている
- ☐ 衝突被害軽減ブレーキなどの先進的な装置は、あくまでもドライバーの安全運転を支援するものであり、過信せずドライバーが責任をもって運転しなければならないことを知っている

(2) 乗務前日、生活習慣

- ☐ 乗務前日には、早めに就寝している
- ☐ 乗務前日は飲酒せず、普段も控えている
- ☐ テレビやラジオで交通事故のニュースがある場合、状況や原因を確認している
- ☐ 持病がある場合、会社に報告している

(3) 乗務前点呼

- ☐ 運行管理者の指示でわからない点や不安な点があれば、必ず相談している
- ☐ 体調が万全でないときは、乗務前点呼で運行管理者に伝えている

(4) 運転動作

- ☐ いつも十分な車間距離をとるように心がけている
- ☐ 地図やナビは、運転中は見ない(操作しない)ようにしている
- ☐ 落し物をして、運転中には拾わないようにしている
- ☐ 駐車する際は、後続車に追突されないよう、安全な場所を選んでいる(やむを得ず、一時的に路肩に停める場合は、必ずハザードランプをつけたり、停止表示機材を置いている)

(5) 休憩

- ☐ 運転中に体調が悪くなったり、疲れや眠気を感じたりして休憩の必要性を感じたら、運行管理者に相談するようにしている
- ☐ 休憩時間中は、いつもきちんと休んでいる(運転以外の業務をしたり、疲れを増やすことをしていない)
- ☐ 自分なりの、疲れをとる方法を持っている

(6) 乗務後点呼

- ☐ 乗務後点呼では、運行中に気づいたことを運行管理者に伝えている(道路状況、車両の状況、病気・疲れ、ヒヤリハット等)
- ☐ (導入済の場合) デジタコ・ドラレコのデータを活用し、自分の運転を振り返っている

(7) 同僚とのコミュニケーション

- ☐ 同僚と、事故やヒヤリハットについて頻繁に話し合いをしている

法令等の改正・お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）

トラック

令和5年5月16日（火）午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという事故が発生。



国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を发出

貸切バスにおける安全確保の徹底について （令和5年5月17日付国自安第20号）

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時においては、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - （1）高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること
 - （2）状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

指導監督マニュアル バス事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル バス事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

トラックにおける安全確保の徹底について （令和5年5月17日付国自安第21号）

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - （1）確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
 - （2）乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
 - （3）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック 事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル トラック 事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または「指導監督実施マニュアル」で検索願います。



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが改正されました

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました（令和5年1月6日）

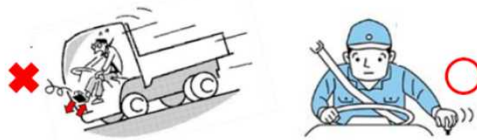
1. 背景・必要性

令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県 の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード横断的に指導・監督マニュアルの一部を改正することとしました。

2. 改訂内容

- ①坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）
- ②危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）
- ③乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）
- ④非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

- ① 坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）
- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



- ② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）
- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。



警視庁HPより

- ③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）
- 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。



- ④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）
- 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または

「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

検索



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

令和4年12月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生。



国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

**運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
(令和4年12月8日付国自安第114号)**

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>



自動車総合安全情報
～ 自動車の安全な交通を目指して ～

○健康管理関係マニュアル

- 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル
- 自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
- 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン
- 自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン
- 自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **旅客（バス）**

令和4年8月22日

愛知県的高速道路において乗合バスが横転・炎上し、2名が死亡、7名が負傷する事故が発生。

令和4年10月13日

静岡県小山町の県道において観光バスが横転し、1名が死亡、28名が負傷する事故が発生。



国土交通省は、あらためてバスの安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、通達を発出

高速乗合バスの安全確保の徹底について（令和4年8月22日付国自安第70号） **観光バスの安全確保の徹底について（令和4年10月13日付国自安第94号）**

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - （1）確実に点呼を実施すること
 - （2）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - （3）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - （4）適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について **（令和4年10月13日付国自安第95号国自整第159号国自審第1638号）**

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジンブレーキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

通達「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部が改正されました

事故の直接的推定原因が「**居眠り**」または「**漫然運転**」で、
かつ

(令和4年3月23日)

- 事故以前から睡眠時無呼吸症候群を発症しており、事故当時も治療を継続
- 事故前の症状等から、睡眠時無呼吸症候群を発症していたと推定
- 事故後の診察により事故当時睡眠時無呼吸症候群を発症していたとの診断結果

等、当該運転者が事故当時、睡眠時無呼吸症候群を発症または発症の疑いがもたれた場合、
自動車事故報告書とともに当該通達の別表2「**運転者の健康状態に起因する事故の調査事項**」の提出が必要となりました。

自動車事故報告書等の取扱要領

別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1. 事業者

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 営業所の名称及び住所
- (3) 事業の種類
- (4) 営業所の運転者数及び車両数

2. 事故等の概要

- (1) 発生年月日
- (2) 発生場所
- (3) 道路の状況 ①道路名 ②幅員 ③勾配 ④道路の形態等
- (4) 車両 ①登録番号 ②車名 ③型式 ④年式
- (5) 運転者 ①氏名 ②年齢 ③経験年数 ④採用年月日 ⑤選任年月日
- (6) 事故等の状況(当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む)
- (7) 損害
- (8) 推定原因
- (9) 事故処理の状況

自動車運送事業者における

睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

～SAS対策の必要性和活用～

(平成27年8月25日国土交通省自動車交通局)

もご利用ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001101506.pdf>

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが策定されました

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

(令和4年3月29日)

- 事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かず運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。
- 運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル【概要版】

本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

視野障害を自覚しないまま運転を継続していると・・・

信号や歩行者等を見落として、重大事故を引き起こす原因になりかねません！

視野(見える範囲)が狭くなったり、一部が欠けたりする視野障害は、症状が進行するまで自覚しにくいという特徴があります。

部分的な視野欠損 視野狭窄

信号が見えていない 歩行者や自転車が見えていない

視野障害の早期発見・治療の継続が重要

<視野障害の原因疾患>
2018年、18才以上の視覚障害者手帳

疾患	割合
その他	31.7%
糖尿病性網膜病変	4.9%
高血圧性網膜病変	8.0%
糖尿病性視神経症	12.8%

社内での眼科健診の受診・眼科精密検査の受診を検討し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

本マニュアルのポイント

知識

1章

- ★ 視野が狭くなったり一部欠けたりする視野障害を自覚せずに運転を続けることで重大事故を起こす可能性がある。
- ★ 視野障害の早期発見と治療の継続により、運転者の運転寿命を延伸できる。

実践

視野障害の早期発見と運転寿命を延伸するための実施事項

2章-1 運転者への理解促進 2章-2 眼科健診の受診と対応 2章-3 視野障害に関する注意すべき症状の把握

2章-1 運転者に対して、視野障害に関する理解を促すため、社内教育や啓発(簡易スクリーニング検査手法の導入・実施等)を実施する。

2章-2 定期健康診断において、視力検査のほか、眼底検査・視野検査等の追加検査(眼科健診)を勧める。健診で異常あり、または異常の疑いがある場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

2章-3 「疾患を隠さないために注意すべき症状」について運転者に周知する。また、日頃から点呼等で症状の有無を確認し、症状が現れた場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

眼科精密検査の受診を指導する

4章-5 個別の状況判断および産業医との相談の上、就業上の措置(運転指導や経過観察等)を講じる

検索



https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000491.html

または

「自動車運送事業者における視野障害対策」で検索願います。

法令等の改正、お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **旅客（バス）**

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について 令和5年4月13日

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、観光需要が回復していくと想定される中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されますつきましては、下記について徹底をお願いいたします。

- 1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。特に、昨年度に相次いで大型バスの事故が発生したことを踏まえ、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（令和5年1月6日付け改正）」を活用し、運転者への指導を徹底すること。
- 2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が再び運転業務を行う際は、事前に運転者に対して実技等による指導及び監督を実施すること。
- 3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

令和4年5月6日

令和4年4月28日、**高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるといふ事案が発生。**

事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。

改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう徹底をお願いいたします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

令和5年4月以降の遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に関する情報(令和5年3月31日)



令和5年3月31日
自動車局安全政策課・旅客課・貨物課
総合政策局参事官(物流産業)室

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令等が公布されました

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が本日公布されました。本省令等の施行に伴い「自動車運送事業者における ICT を活用した新たな点呼(遠隔点呼・業務後自動点呼)」及び、「自動車運送事業者等におけるレベル4相当の自動運転車を活用した事業」が実施できるようになります。

1. 改正概要

<遠隔点呼・業務後自動点呼関係>

自動車運送事業者が情報通信機器(ICT)を活用した新たな点呼(遠隔点呼・業務後自動点呼)を実施できるよう、必要な規定を整備します。

<自動運転関係>

令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)が成立し、本年4月からレベル4に相当する、運転者が不在の状態での自動運転を行うことが可能となることに伴い、自動車運送事業者等が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を新たに規定します。

2. スケジュール

公布: 令和5年3月31日 施行: 令和5年4月1日

(参考)

改正省令、告示、遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に必要な手続き等については以下 URL から確認いただくことができます。

○自動運転関係

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000044.html

○遠隔点呼・業務後自動点呼関係

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報の詳細が国土交通省ホームページに掲載されております。

- ・関連告示・通達
- ・関係書類一覧、チェックリスト、参考情報
- ・認定を受けた自動点呼機器一覧

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則では、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能としています。

1. 関連告示・通達

【告示】

- 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第266号)

【通達】

- 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
- 業務後自動点呼機器認定要領

2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html
または
「運行管理高度化検討会」で検索願います。



自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

旅客（タクシー）

令和5年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました。

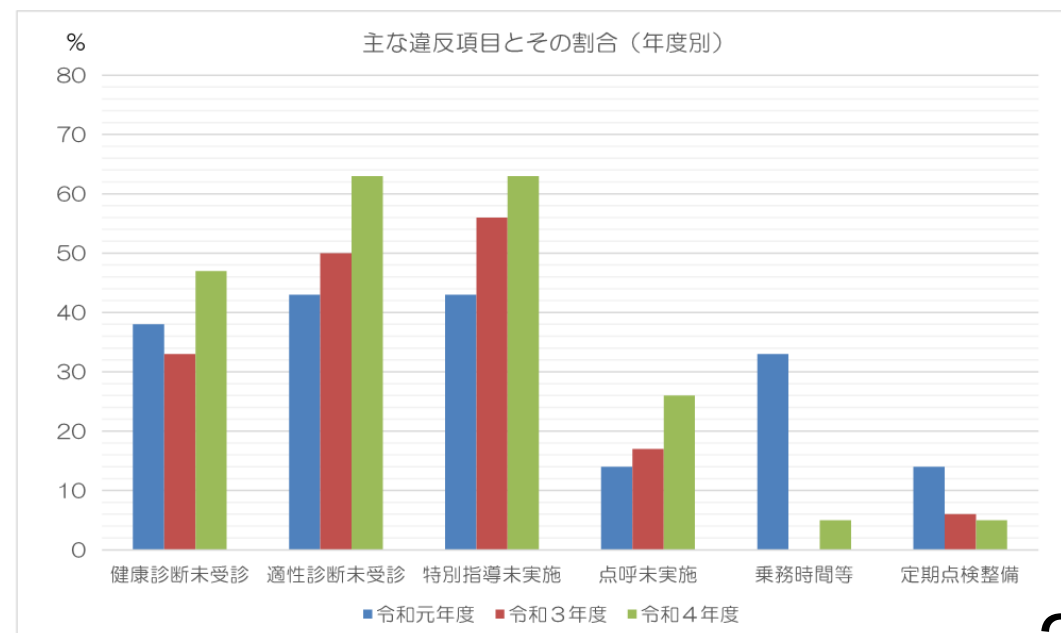
特に「**健康診断未受診**」、「**適性診断未受診**」、「**適性診断結果に基づく特別指導の未実施**」について、多くの違反を確認しました。

引き続き**適性診断**や**健康診断**の受診及び診断結果に基づく**指導の徹底**をお願いします。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	11	9	6	8	8	4	—	1
静岡	4	3	2	1	1	1	—	—
岐阜	5	3	1	2	2	—	—	—
三重	6	2	—	—	—	—	—	—
福井	5	2	—	1	1	—	1	—
計	31	19	9	12	12	5	1	1
前年度計	24	18	6	9	10	3	—	1

注）未受診、未実施を1件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。



注）令和2年度においては、集中監査月間を実施していません。

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→別紙チラシ(次のスライドをご参照ください)

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加(令和元年8月～)

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加(令和2年4月～)

○乗合・貸切共通:旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項

- ・ 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- ・ 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課（052-952-8035）

岐阜運輸支局 輸送・監査担当（058-279-3714）

愛知運輸支局 輸送・監査担当（052-351-5312）

三重運輸支局 輸送・監査担当（059-234-8411）

静岡運輸支局 輸送・監査担当（054-261-2898）

福井運輸支局 輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

記

1. 効率的な運行として認める場合

(1) 一般バス

- ① 一般バス路線における運行系統であって、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 一般路線における運行系統であって、乗車専用または降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

(2) 高速バス

- ① 高速バス路線における運行系統であって、乗車専用又は降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 高速バス路線における運行系統であって、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

(3) 定期観光バス

- ① 定期観光バス路線における運行系統であって、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
- ② ①以外の場合であって、予約制をとっている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

2. 事業者の遵守事項

- (1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。
- (2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ提示すること。さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。
- (3) 当該運行を行う場合は、道路交通法第71条第1項第5の5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡が確保できず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況についても、安全な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日 【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

法令等の改正、お知らせ

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しています（令和4年度）

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で防ごう、大型車の車輪脱落事故

Mr. 整備くん

.....“ち”チェック
タイヤ交換時の
錆・汚れの除去や給脂忘れが、
車輪脱落を引き起こしています。

こんな時は、ナットを交換！

正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法を動画でチェック！

お・ち・な・い

とさない！脱落防止はまず点検。
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！
ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布。スムーズに回転するかなど入念に点検。

ット締め、トルクレンチを必ず使用！
適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

ちにち一回、緩みの点検！
運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目視、直接触って点検します。

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

●重点項目

大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
適切なタイヤ脱着作業の動画やチラシを活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発等

●実施期間

令和4年10月1日～令和5年2月28日

今年度は、車齢4年以上の大型車の個々のユーザーにダイレクトメールを郵送し、ホイール・ナットの適切な保守管理について緊急点検を行います。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットが無償提供されます。



新品のホイール・ナット



劣化したホイール・ナット

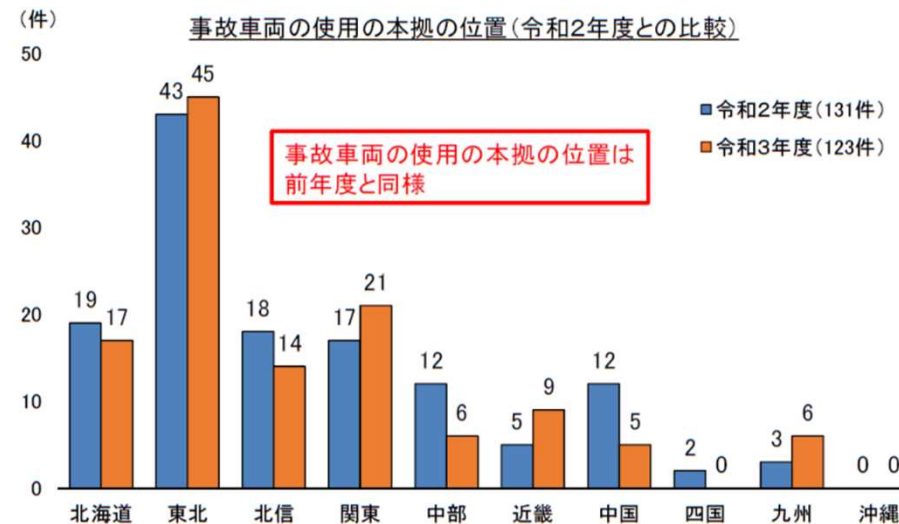
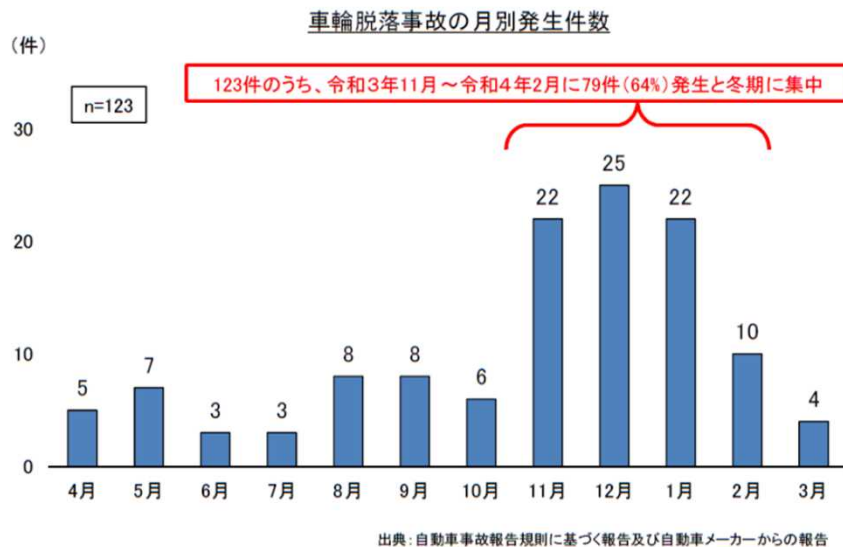
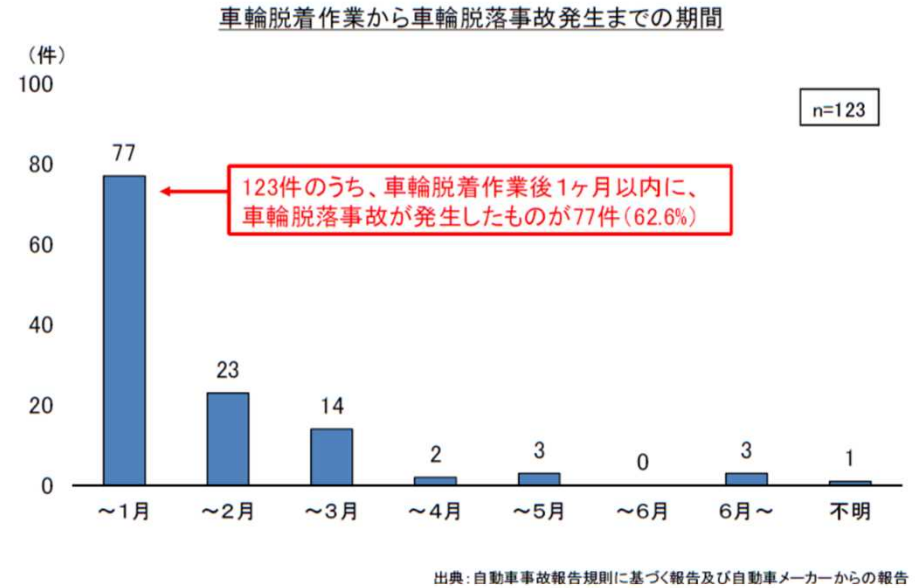
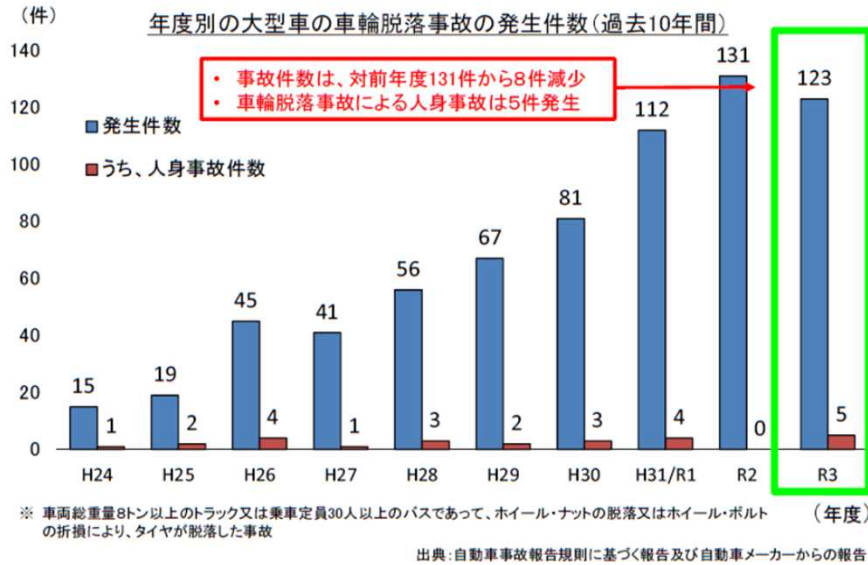
タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

車輪脱落事故発生状況（令和3年度）



タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、
潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、
ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



📺 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRlI2zJVaaybwEEKAmD5YVi

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

車輪脱落事故の恐ろしさについて知っていただくため「大型車の車輪脱落事故防止啓発ビデオ」を公開しています



↑
大型車の
車輪脱落事故
防止啓発ビデオ
(YouTube)



①時速60km/hで走行しているトラックからタイヤを放出



②タイヤは30m先の男性（人形）とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約4m飛ばされました。



③男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



④男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊髓損傷、大腿骨骨折の傷害を負う結果となりました。

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事 故》

- 1名以上の死者
- 5名以上の重傷者（乗客の場合は1名以上）
- 10名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突・接触
- 酒気帯び運転(バス)、酒気帯びを伴う事故(タクシー)
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事 件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・発生日時
- ・事故、事件の概要
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- ・乗客の国籍
- ・ツアーを企画した旅行会社(貸切のみ)
- ・負傷者の搬送先
- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)	連絡先の勤務時間外 (土・日及び祝祭日含む)
	直通電話	
愛知 運輸支局	052 - 351 - 5382	090 - 1980 - 3186
静岡 運輸支局	054 - 261 - 7622	090 - 1980 - 2482
岐阜 運輸支局	058 - 279 - 3715	080 - 4123 - 1106
三重 運輸支局	059 - 234 - 8411	090 - 2187 - 9847
福井 運輸支局	0776 - 34 - 1603	090 - 2138 - 1132

バスジャック発生時は090-3251-6775

(中部運輸局保安・環境課公用携帯)へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

30

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について（国土交通省自動車交通局長通達）に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事故》

- 2名以上の死者
- 5名以上の重傷者
- 10名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・事故、事件の概要
- ・発生日時
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・積載物品名、数量及び漏洩した数量
- ※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物
- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報



営業所が所在する県の 運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)	連絡先の勤務時間外 (土・日及び祝祭日含む)
	直通電話	
愛知 運輸支局	052 - 351 - 5382	090 - 1980 - 3186
静岡 運輸支局	054 - 261 - 7622	090 - 1980 - 2482
岐阜 運輸支局	058 - 279 - 3715	080 - 4123 - 1106
三重 運輸支局	059 - 234 - 8411	090 - 2187 - 9847
福井 運輸支局	0776 - 34 - 1603	090 - 2138 - 1132

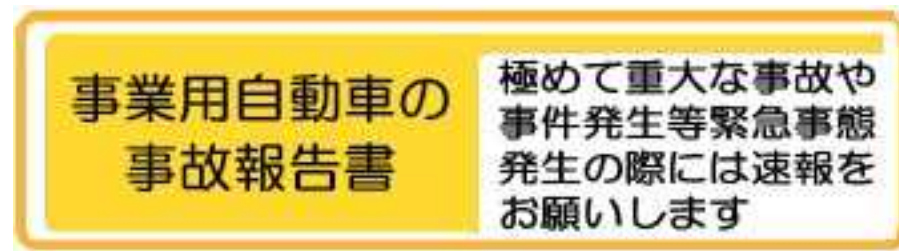
電話番号のおかけ間違いにご注意願います

31

中部運輸局ホームページ



中部運輸局ホームページの
トップページの関連情報（政策情報）に
事業用自動車の事故報告関係のページに
直接リンクしたバナーを追加しました。



重大事故・事件発生時はご連絡ください

中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について 貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）
発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

●どこへ速報するの？
警察(110)・消防(119)へ通報
営業所が所在する県の運輸支局へご連絡ください

《事故》
・2名以上の死者
・5名以上の重傷者
・10名以上の負傷者
・酒気帯び運転を伴う事故
・自然災害に起因する可
・報道等で取り上げられる
・脳疾患、心臓疾患及び
・事故による積載物の飛
・危険物、高圧ガス、毒物又は爆

《事件》
・テロ等の発生（犯行予告も含む）
・報道等で取り上げられるなど社会
・鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突・接触
・酒気帯び運転（バス）、酒気帯びを伴う事故（タクシー）
・自然災害に起因する可能性のある事故
・報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
・脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

自動車事故報告書関係

極めて重大な事故や事件発生等緊急事態発生の際については速報をお願いいたします
どのようなときに速報が必要なのか？につきましては以下をご参照ください。

● 旅客事業者の方はこちらをご覧ください
● 貨物事業者の方はこちらをご覧ください

自動車事故報告書

● 自動車事故報告規則
● 自動車事故報告書の記入等の取扱いについて
● 自動車事故報告書等の取扱要領について

● 自動車事故報告書

● 自動車事故報告書様式（PDF / Excel）
● 記入方法（PDF）
● 別表2（運転者の健康状態に起因する事故調査事項）（PDF / Excel）
● 別表3（車両故障事故報告書添付票）（PDF / Excel）
● 事故統計

速報

事故報告書様式等

重大事故・事件発生時はご連絡ください 中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について 旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）
発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

●どこへ速報するの？
警察(110)・消防(119)へ通報
営業所が所在する県の運輸支局へご連絡ください

《事故》
・1名以上の死者
・5名以上の重傷者（乗客の場合は1名以上）
・10名以上の負傷者
・転落、転落又は火災事故
・鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突・接触
・酒気帯び運転（バス）、酒気帯びを伴う事故（タクシー）
・自然災害に起因する可能性のある事故
・報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
・脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事件》
・バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
・乗客又は乗員に死者が出た事件
・乗員による業務中の暴行事件
・報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事件
・タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？
・事業者名
・登録番号
・事業形態
・事故、事件の概要
・発生日時
・発生場所
・乗客、乗員の人数及び負傷の程度
・乗客の国籍
・乗客の搬送先
・その他、判明している事項

運輸支局	連絡先	連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15）	連絡先の勤務時間外（土・日及び祝祭日を含む）
愛知運輸支局	052-351-5382	090-1980-3186	
静岡運輸支局	054-261-7622	090-1980-2482	
岐阜運輸支局	058-279-3715	080-4123-1106	
三重運輸支局	059-234-8411	090-2187-9847	
福井運輸支局	0776-34-1603	090-2138-1132	

バスジャック発生時は090-3251-6775
（中部運輸局保安・環境課公用携帯）へ緊急ご連絡願います
電話番号のかけ間違いにご注意願います